

おおの商業協同組合発行の【おおの商品券】をお持ちのお客様へ
資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

払戻しのお知らせです。

おおの商業協同組合発行の【おおの商品券】は、平成31年1月31日をもって終了致しました。つきましては「資金決済に関する法律」第20条第1項の規定に基づく払戻し手続きを以下のとおり実施致します。

◆申出・払戻し期間

平成31年2月1日 ~ 平成31年4月30日まで

※期間内に申し出がなかった場合、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

◆申出・払戻し場所

おおの商業協同組合事務局（洋野町商工会大野支所内）

受付時間：8時30分 ~ 17時30分（土曜・日曜・祝日を除く）

【払戻しの対象となる商品券】



◆払戻し方法

- ・洋野町商工会大野支所にて現金による払戻しを行います。
 - ・未使用商品券とご印鑑、ご本人確認書類（自動車運転免許証・健康保険証等）の3点をお持ちの上、洋野町商工会大野支所に設置の「払戻し申請書」に必要事項をご記入し、払戻し手続きを行ってください。
- ※郵送による申請、振込による払戻しは行いませんのでご注意ください。

◆払戻しができない場合

- ・商品券が偽造又は変造されたもの、毀損が著しく判別できないもの、3分の1以上が滅失しているもの
- ・「払戻し申請書」に不備がある場合

おおの商業協同組合

事務局／〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野 58-12-33 洋野町商工会大野支所内

t e l : 0194-77-2505 f a x : 0194-77-2510